

令和5年度第2回苫小牧市子ども・子育て審議会 ヤングケアラー支援条例検討部会 会議録

開催日時 令和5年7月19日(水) 午後6時から午後7時30分まで

開催場所 苫小牧市役所 職員会館304号室

出席者 出席者名簿

傍聴人 2名

苫小牧民報社(1名)、北海道新聞社(1名)

1 開会

(司会)

お時間となりましたので、ただ今から「令和5年度第2回苫小牧市子ども・子育て審議会・ヤングケアラー支援条例検討部会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども相談課の牧野と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして桜田健康こども部長から挨拶があります。よろしく願いいたします。

2 部長挨拶

(健康こども部長)

皆様こんばんは。健康こども部長の桜田でございます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、そして、お仕事終了後のお疲れのところ、第2回ヤングケアラー支援条例検討部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日ごろから子育て支援を始め、市政推進のためにご理解とご協力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、ヤングケアラーの支援につきましては、法律に規定がない中にありましても、国においては様々な研究結果やガイドラインなどが示され、北海道においても前回の部会で野澤様からご説明がありましたように、令和5年度にケアラー支援推進計画が示され、市町村における相談支援の在り方などが示されたところでございます。

本市におきましても、ヤングケアラー支援の道しるべとなる条例制定に向けまして、第1回の部会において委員の皆様から大変多くのご意見をいただきました。本日提示させていただきます骨子案の策定にあたりましては、後ほど担当の方から詳しく説明させていただきますが、大いに参考にさせていただいたところでございます。

また、現時点においては、ヤングケアラーに特化した条例は全国で3例目ということで、先駆的な取組になる一方で、ヤングケアラーとその家族を一体的に支援していくために、どのような条例にすれば良いのか、また、どのように苫小牧らしさを出していくのかというところに苦慮しているところでもございます。

本日は、条例の基礎となる骨子策定を目的とした会議となりますので、委員の皆様には本日も忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。簡単ではありますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。

ここで、会議の成立について、ご報告いたします。

お手元にお配りしております「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第6条第2項において、会

議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されております。同条例第7条第5項において部会への準用が規定されており、本日は、委員13人中11人（1人は会議途中から出席のため、出席委員は12人）と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に議事に入りますが、ここからは岡田部会長に進行をお願いします。よろしく願いいたします。

3 議事

（議長）

それでは、会議を進めてまいります。皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。前回の会議では皆様から活発な、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。本日も皆様からのご意見をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、議事の説明と質疑を行いまして、遅くとも午後7時30分を目途といたしまして会議終了の予定ということで考えております。

また、この会議の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは今日の議事の1番目、条例骨子の案についてです。これについて事務局から説明をお願いします。

(1) 条例骨子案について

（こども相談課主査）

はい。着座で失礼いたします。

第1回部会の討論におきましては、委員の皆様からの貴重なご意見や現状などについてご報告をいただきありがとうございました。いただいたご意見につきましては、資料1の条例骨子案策定にあたり参考にさせていただいております。骨子案の説明に先立って補足資料1及び2から説明をさせていただきます。

初めに補足資料1をご覧ください。

表の内容につきましては、第1回部会での北海道の行政説明、先進事例及び討論において委員の皆様からいただいたご意見等の要点をまとめたものになります。

例えば、No.1は、野澤様の行政説明のなかで、「ヤングケアラーが悩みを相談した経験の少なさ」が実態調査から明らかになったことがご報告されております。骨子該当欄は、骨子案のどの部分に反映したかを示しており、資料1の5番（1）から（5）のヤングケアラーの支援に反映したことを示しております。そのほかにも、「広報・啓発」、「子どもの権利・利益の尊重」、「ヤングケアラーと家族の意向尊重」など様々な部分で委員の皆様からのご意見を反映いたしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、補足資料2をご覧ください。表は、令和5年4月1日現在において、全国で条例を制定している自治体の一覧となります。全国では16の自治体がケアラー又はヤングケアラー支援に関する条例を制定しており、うちヤングケアラーに特化した条例は、種別欄の「Y」、白抜きで示しております。埼玉県入間市と栃木県鹿沼市の2自治体にとどまっております。ケアラーにヤングケアラーを包含する条例は、種別欄が「CY」の12自治体、ケアラーに特化している、すなわちヤングケアラーを含まない条例は、種別欄が「C」の2自治体となっております。

それでは、骨子案の説明をいたします。前回の部会で討論いただいた内容を踏まえつつ、苫小牧市の実態にあった内容となるよう意識して作成いたしましたので、委員の皆様には率直なご意見を

いただければと存じます。

お手元の資料1をご覧ください。

条例の名称は、仮称でございますが、「苫小牧市ヤングケアラー支援条例」としております。

次にコンセプトにつきましては、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題を他人に言いたくなくなったり、本人や周囲の無自覚により孤立しやすかったりすることが指摘されていることから、「ヤングケアラーに気づく、見守る、ひとりにしない」といたしました。更に、コンセプトを実現するために、①～③で、周知啓発、体制の整備、交流の場づくりを3本の柱と位置付けております。コンセプトの「気づく」につきましては、コンセプト以外も含めて全体的に早期発見という表現を使用しておりません。補足資料2にある16の条例では早期発見が使用されていますが、その言葉からは、虐待などの悪い状態のものを見つけ出すといったことを想起させるおそれがあります。しかし、ヤングケアラーの行っている家族のケアについては価値のあることであり、ヤングケアラーの全てが悪い状態であるというイメージを払しょくするために、「気づく」としました。コンセプト以外の部分でも、「いち早く、早め、気付く」といった表現にしております。

次に「見守る」は、「ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、見守ることの重要性を理解すること」の意味合いを込めています。見守りの重要性については、厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」及び「北海道ケアラー支援推進計画」にも、連携支援10箇条として掲載されており、重要な要素であると考えました。そして最後に「ひとりにしない」は、北海道のキャッチコピーである「支える人をひとりにしない」との調和を図ったものでございます。

次に、「1の目的」から「6のその他」まで順次説明いたします。

まず、「1の目的」といたしましては、『社会全体でのヤングケアラー等の支援について基本理念を定め、市などの責務を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定め、ヤングケアラー等の支援施策を総合的に推進することで、子どもの権利利益の保障が図られ、ヤングケアラー及びその家族が孤立することのない社会を実現する』としております。

「2の定義」といたしましては、ヤングケアラーにつきましては、北海道の定義と同様としております。ヤングケアラーの定義につきましては、北海道と他自治体とでは多少の書きぶりの差はございますが、大部分が同じ意味合いを持たせております。そのほか、「保護者」、「市民等」、「関係機関」、「学校等」の定義付けをしたいと考えております。

「3の基本理念」といたしましては、(3)で家族などによる助け合いの尊重、本人や家族の意向を踏まえた支援について、(4)で多職種連携によるヤングケアラーを含めた家庭への一体的な支援について項目建てをしております。

「4の役割等」といたしましては、(1)の市のみを責務とし、それ以外は役割といたしました。

(1)市の責務では、②で多職種での連携、③で関係機関を通じた実態把握について記載しております。実態把握につきましては、学校のほか福祉サービス事業所などを通じてヤングケアラーと思われる情報を市の方に提供してもらい、必要に応じて支援につなげる枠組みを設けたいと考えており、本市独自の項目であると考えております。

(2)保護者の役割では、①で子どもが世話等の責任を負うことでの影響への配慮、③では、家庭の状況に応じて支援を求めることができる援助希求について記載をしております。

(3)関係機関の役割では、②でヤングケアラーの意思の尊重、③では負担等への配慮を記載いたしました。③については他の自治体にはない表現でありまして、国の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」には、子どもを「介護力」として見なさないよう配慮するよう記載されていることから、重要な視点であると判断したものでございます。

(4)市民等の役割では、支援の必要性への理解と関心及び、ヤングケアラー等に配慮した地域づくりを記載しております。

(5)学校等の役割では、制定している全ての自治体の条例において規定されています。他自治体

を参考にしつつ、北海道の教育委員会及び保健福祉部が作成した、「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン」も踏まえた内容を記載しております。なお、道のガイドラインでは、「子どもの権利」、「ケアが子どもたちにもたらす影響」、「可能な限り情報収集した上で本人や家族の意思を踏まえた支援」、「多機関連携の重要性」などについて記載されております。

「5のヤングケアラーの支援」といたしましては、市が行う施策を明記いたしました。（1）では、支援に関する指針、いわゆるガイドラインの策定について記載しております。市としましては、道の推進計画を踏まえつつ、多職種連携による支援の指針を関係機関等に示すことで、直接的な支援につなげていきたいと考えております。なお、条例施行後に速やかに指針を策定するため、骨子を次回の部会でお示しし、委員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。（4）では、交流の場の提供、相互の支え合いを促進することで、ヤングケアラーの孤立解消を図りたいと考えております。

「6その他」といたしましては、コンセプトの①「周知・啓発」、②「体制整備」、ヤングケアラーにいち早く気付くための実態把握について記載いたしました。

資料1、条例骨子案についての説明は以上となります。

引き続きまして、補足資料3をご覧ください。この資料につきましては、本日の部会において委員の皆様からご意見をお伺いいたしたく、2項目について提起させていただくものでございます。この資料の表は、ヤングケアラーに特化した入間市と鹿沼市の条例と、苫小牧市の骨子案を比較したものになります。

初めに、ヤングケアラーの定義についてですが、文言に多少の差はあれ入間市と鹿沼市の2つのタイプに大別されますが、どちらのタイプが良いかご意見を伺いたいと存じます。

苫小牧市と鹿沼市につきましては、ほぼ同じ内容となっております。これは、補足資料2のヤングケアラーがケアラーに包含されている、種別欄が「CY」の、北海道を含む12自治体の条例と同様の内容となっております。これらの条例は、まず先に「ケアラー」が規定され、「ヤングケアラー」はケアラーのうち18歳未満の者とされています。つまり、ケアラーとヤングケアラーがしている世話等についての差はありません。

一方で、補足資料3の入間市の定義につきましては、アンダーラインの部分になりますが、「本来大人が担うと想定される」という世話等の前提が付加されています。これは日本ケアラー連盟の定義に合わせたものと思われまます。

次に、「保護者の役割」を規定することの是非についてご意見を伺いたいと存じます。

既に制定されているヤングケアラーに特化した条例の特徴としましては、「保護者の役割」が規定されていることです。しかしながら、入間市にあるように、「子育ての第一義的責任がある」ことを始め、保護者に役割を課すことが良いのかどうか事務局としましては判断しかねているところであり、皆様からご意見を伺いたいと存じます。

なお、補足資料2のヤングケアラーがケアラーに包含されている、種別欄が「CY」の12自治体の条例には「保護者の役割」は規定されておりませんので、北海道ケアラー支援条例にも規定がないということになります。説明は以上となります。

（議長）

ただ今事務局から前回委員の皆さんからいただいた意見に基づく骨子案についての説明がありました。

まず資料1の骨子案に関する質疑応答を行いまして、その後事務局からただ今提起のありました、「ヤングケアラーの定義について」それと「保護者の役割について」、それぞれどのようにするかということでご意見を伺いたいと思います。まず今回の条例骨子案について皆様からのご質問などございますでしょうか。

====加藤専門委員挙手====

どうぞ、お願いします。

(加藤専門委員)

感想も含めてちょっと気付いた所、何点かありました。まず個人的な意見も含めてなのですが、気付くというのはすごい、僕は個人的にはすごい素敵だなというふうに思います。発見じゃなく、やっぱり気付くという言葉があちこちあるのが、僕はとても素晴らしいなあというふうに感じています。

それと、気になったのが、資料1の6のその他(1)広報・啓発で先週、こども家庭庁に行って担当者と話してきたのですけれども、やっぱり、気付く前段階で結局ヤングケアラーって誰?ってというのが分からないと気付くっていう次の段階にも行けないのかなというところでは、とにかく広報・啓発というのは僕、すごく高い位置に置かなきゃいけないかなとは思っているので、どの場所に入れるのかは別として、ちょっとその他ではないんじゃないかなって感じはしたので、どこかこう、ランク上げていただけると、それぐらい広報・啓発ってというのは大事かなって。分かっているから、ヤングケアラーってことを分かっているから、初めて気付けるというのがあるので、気付くの前に多分広報・啓発かなっていうのがあるので、この部分をもうちょっと、どちらかにこう重きを置けるような目立つ所に入れていただけるといいのかなというところですね。

下にさがって(3)の人材の確保、ちょっと言葉足りないかな。何の人材かなというのがちょっと、ずっと見た時に、人材の確保及び研修の実施による人材育成って何の人材かなというのがちょっと正直すんとこなかったの、例えばこれが、支援者だったり、関係者だったり、専門職なのかもしれないのですけれども、支援する側の多分人材のことかなと思うのですけれども、こちら辺が多分ずっと入ってくるにはもう一言付け足すといいのかなという感じがしました。

あとは、これはちょっとどこに反映するか、ちょっと、骨子じゃなくてもいいかなと思うのですけれども、可能であれば、これから支援を進めていく条例を進めていく時に、これから継続的に支援をやっていく上で、多分当事者の声とかっていうのは多分間違いなく必要になってくるかなと思うので、例えば当事者の声を反映できるような、施策に反映できるような、今後ですね。最初からっていうのはちょっと難しいと思うのですけれども、今後計画を作って支援を進めていく上では当事者の声も施策に反映できるような何かこう取り組みというか、そういったもの、文言でもいいんですけども。もしかしたら骨子に入るような内容じゃないかもしれないんですけども、どこかで取り入れていただくと。はい、これもうちょっと国の方と、やっぱり当事者の声っていうのは自分たちが思っている以上に大きな発信になるので、できれば計画を作る時に一緒に子供会議じゃないですけど、やっぱり子供も入れてとかヤングケアラーの子がいるのであれば、元ヤングケアラーでもいいのですけれども、入っていただいて、実際にどういう形で進めていくかという議論の中に入れてもらうというのは僕はいんじゃないかなというふうに感じました。はい、すみません、長くなってすいません。以上です。

(議長)

ただ今のご意見について事務局から何かありますでしょうか。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。こども相談課長の齋藤でございます。まず気付くの部分ですね。お褒めいただいてどうもありがとうございます。

そして、ご質問ご提案というような形で、三点ということで捉えたのですけれども、まず一点目ということで、非常に広報・啓発が大事だと、気付く前段階の部分で、まずは気付かないと、ご本人、それから周りも気付くというところは非常に大事だということで、私どもも感じているところ

でございます。骨子を整理する中でですね、一つの大きな項目の中にちょっと納まりきらないところはその他という所では書いてはいるのですけれども、一つの条文の項目としてですね、これは周知・啓発といった部分は項目を立てていかなければいけないというふうに考えております。

それから二点目なのですが、人材の確保の所でどんなイメージがあるのかなというな、ご質問、ご意見だったと思いますけれども、ヤングケアラーの支援の職務に携わる者の、市としてですね、そういう人材の確保といったものが必要だと思いますし、それに努めていかなければいけないというふうに思いますし、あとは市だけではなくて、関係機関の職員さんのそういった意識ですとか資質の向上を図るための研修ですとか、そういったことも含めて総体的に人材の育成ということで表現させていただいているのですが、まず骨子というところで簡単な表現に止めていますが、ここは素案を考えていくに当たって十分意識していきたいと思っている部分になります。

そして最後 三点目にですね、当事者の声を反映するようなことを考えていった方がいいだろうということで、例としてそういう子供さんの集まる会議とか例もいただきましたけれども、そういったことを含めてどういう所ができるかということは考えていきたいと思っておりますし、骨子の中のコンセプトの③交流の場づくりという所も挙げさせていただいておりますので、そういったところで私どもも本当にこのヤングケアラーの実態というところが本当に国や道でも緒に就いたところでもあります、研究しながら、あと色々な皆さんのご意見をいただきながら、ここは考えていけたらというふうに思っております。どうもありがとうございます。

(議長)

ほかに何か、委員の皆さんから骨子案についてのご意見などありますでしょうか。

====片山専門委員挙手====

(議長)

片山委員、お願いします。

(片山専門委員)

片山です。よろしく願いいたします。まず言葉の一つ一つにこだわりながらというか、気にしながら作成していただけたということがすごく嬉しく思っています。本当にお疲れ様でした。ありがとうございます。

それです、あの基本理念の所で、しっかりとこの子供の権利という言葉が入っているという所に、非常に僕は嬉しく思い、ほかのヤングケアラーの条例のところも見ただけなのですが、子供の権利は明確には書かれていなかったの、素晴らしいなと思っております。ただですね、もう一歩二歩進めるかどうかちょっと迷いがある中での話しなのですけれども。じゃあ、この子供の権利ってというのは何を定義とする子供の権利なのだという所が多分、子供の権利条約をしっかりと意識されて、子供の権利というふうにごここに明記されたのだらうと思うのですけれども、まあ、そうであれば、条例という位置付けでそこまで表記するのかどうか分らないのですけれども、子供の権利条約を基本とするとか、そういった文言でもう一歩子供の権利条約という文言を入れてみるのはいかなものかというところの、提案というか考えてみていただけますか？ぐらいのものが一つと、もう一点ですね気になったところが役割等の所で(3)の所の②です。ヤングケアラーの意思の尊重・状況の確認等という所で、前回僕が子供を主語にということを書いて意識して下さった所なのかなと思って嬉しく思うのですけれども、これを、条例のなかで書くかどうか、それともガイドラインの中で示すことなのかはちょっと分からないですが、誰が行うのだらうかという、この子供のヤングケアラーの意思の尊重、アドボカシーですよね。代弁というものを一体誰が行うのかというところ。これがもしケアを必要としている大人についている支援者が実施するっていうふうになった時にある意味でこの利益相反というか、子供から見たらお父さんお母さんを支援してくれている人

がそう言うのであればっていうようなバイアスがかかってしまわないのかというところの危惧がちょっとあって。独立性を確保するという意味合いで、子供のことを100%聞く。誰か専門職というものを置けるものなのかどうなのかで、それが対応困難なのであれば、やはりガイドラインの中でバイアスがかかってしまうということを意識して、支援者が子供と関わらなければ、ヤングケアラーの本音っていう部分が引き出せないんじゃないのかなというところがちょっと思った所です。あくまでも条例の骨子というところで、細かいところ言い過ぎているのかもしれないのですが、その二点が気になった所でした。以上です

(議長)

はい、ただ今のご意見について事務局から何かありますでしょうか。

(こども相談課長)

ありがとうございます。最初に言葉を選びながらということでご意見をいただきまして、これは本当に色々な書類などに目を通してですね、一生懸命探したものになりますので、どうもありがとうございます。

ご質問ご提案ということで、二点ということで捉えておりますけれども、最初の子供の権利条約を基本とするといったような書きぶりがどうだろうかと捉えましたけれども、確かにヤングケアラーの全てではないのですけれども、一部に負担がかかってですね、本来であれば学業であったりとか、遊びであったりとか、それから趣味のしたいこととか、部活とかですね、そういった部分が制限されてしまうというか、侵害されてしまう時があるといったことで、そういった部分をですね、少しでもですね、前回の部会の中で加藤専門委員からもありましたけど、それから片山専門委員からもあったのですが、全部のケアを取り上げるのではなくて、どうやって軽くしてあげる中でそのお子さんの意見を十分尊重しながらという部分がありましたので、そういった部分でその子供の権利という部分があります、書かせていただいておりますが、表現についてどういう表現ができるのかという部分についてはですね、ここは、法務のセクションですとかとも十分協議をしてですね、ちょっと検討してみたいというふうに思います。

それから二点目の関係機関の役割の所の②ですね。ヤングケアラーの意思の尊重といった所で、これは、子供の側なのか、大人の側のほうの部分尊重するのかといったところでご質問をいただいたというふうに思いますけれども、ヤングケアラーの支援に当たっては、ご家族も含めた一体的な支援といったところがですね、非常に大切になってくるかなというふうに思っています、今のところの事務局のイメージとしてはですね、子供の意見も尊重しながら、ただご家族の思いというものですね、そこはヒアリングといいますか、踏まえた上で全体的にどうできるかといったところを支援していく必要があるのかなというふうに思っています。関係機関さんが、やはりそのサービスを提供するに当たって、ご家族と非常に一番近い関係性を築けるということも、多々あるかとは思っていますので、そういったところで、どういう情報を持っているかといった部分ですとか、どういうことが私ども市であったりとか、福祉の部分であったりがそういったところと情報を共有してですね、全体的なご家族のアセスメントといいますか、そういったものをしながら、かつ、何というんでしょうか、見守っていった方がいいのかどうか、今すぐに何か入れられるサービスがあるのかといった所は十分に評価しなければいけないかなというふうには思っています。ちょっと答えになっていないかもしれませんが、子供なのか大人なのかと言われちゃうとちょっとどっちかについていう表現は難しいかなとは今のところ思っているのですが、率直な今の思いですが、そんな形でおります。

(議長)

片山委員、よろしいでしょうか。

(片山専門委員)

はい、ありがとうございます。もちろん支援を重ねていく中ではおそらくチーム支援というものをしていきますし、家族全体を支えていく、考えていくというところになっていくのだろうなというふうにはもちろん思うのですよね。最終的にはそういった形になっていくのだろうと思うのですけども。その時に、そのケアマネさんなのか、障害者の相談支援専門員なのか、ケースによって変わるのでしょうか、その方一人が家族全員ヒアリングを取っていくのか、大人は大人の意見を聞き、子供は子供の意見を聞き、それを踏まえて家族全体をどうサポートするのかということを経験的に考えていくのかというところのやり方ということになっていくと思いますので、条例というところではちょっと細かすぎる指摘かなと思いますので、今後ガイドラインを検討していく時に検討材料としていただければ嬉しいなというふうに思います。ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。ほかに委員の皆さんから骨子案に対するご意見、ご質問などありますでしょうか。特になければ、私も気付いた所をお話ししますと、この条例の対象と申しますか、この条例を読んでいただいて意識していただく方はどういう人たち、どういう対象なのかということを見ると、もちろん市でありますし、また関係機関の方、苫小牧市民皆さんの方、それからヤングケアラーの当事者自身のお子さん、そういう方が目に触れて意識して考えていただくという、皆さんが地域の方々が皆一緒に繋がって考えていくという、そういう広い条例のような気がしますので、条例という言葉がすごく専門的になったり、堅苦しい、厳しい、難しい言葉になるかもしれませんが、そういう関係機関の方が目に触れたり、当事者の方が考えていただいたりする文言上のそういう、今の事務局からのお話でも十分その辺は検討いただいていると思いますけども、言葉が分かりやすい、親しい、何というか、分かりやすい条例になるようにしていただきたいなというふうに感じておりました。

ほかに何かございますでしょうか。それではまた何かありましたら、委員の皆さんから事務局のほうに直接ご質問等をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

では続きまして、ヤングケアラーの定義について、先ほど事務局から話がありましたけれども、補足資料の3ですか、これには苫小牧市、入間市、鹿沼市それぞれの条例についての定義についての記載がありますけれども、入間市のように、ヤングケアラーの定義について本来大人が担うと想定されるという文言を加えるか否かという点で、事務局からその辺の定義の提起がありましたけれども、これについて委員の皆さんのご意見、何かありますでしょうか。これを見ますと入間市は定義について、本来大人が担うと想定されるという文言が入っています。それが苫小牧市は先ほどの説明で北海道の方の定義を参考にしているということでしたけれども委員の皆さんから何か、ご意見などございますか。北海道ケアラー支援有識者会議の加藤委員は何かありますでしょうか。お願ひします。

(加藤専門委員)

はい、ありがとうございます。そうですね。文言難しいですけども。

ただ、あまり大人が担うと想定されるに僕は縛られなくてもいいんじゃないかなという感じはしますね。実際のところではケアラー連盟のほうもこちらの文言を大事にしている部分もありますけれども、色々やっていくと、大人が担うと想定されるっていうのも、やっぱりじゃあ、どこまでが大人のあれなのよという、どこの線引きなのよというのもあるので、逆に条例でいうと、僕は、言葉は悪いですけど、濁しておいた方がいいのかなって感じは個人的にはします。線引きってやっぱり難しいと思って、じゃあ、これが大人のやることなの、これが子供のやることなのかという十分な線引きってなかなか難しいので、僕はそこにこだわらなくても、どちらかというに入れなくてもいいのかなって思いではあるのですけれども。また論点が別なのですけども、僕、逆に素敵だなと思ったのが、ヤングケアラーの理解ってずばっと入っているのも僕は好きですね。結構

お話あるのが前あったのが石狩市さんと北斗市さんで話があったのが、ヤングケアラーの子の友達がヤングケアラーの子がいて、その子がもう家に入り浸ると、いわゆる、もうご飯食べさせてくれというような感じで、違う親御さんからセンターに相談があったりだとか、実は私の息子の友達なんだけどということで、いわゆるそのヤングケアラーの子の保護者っていうだけじゃなく、もう全体ですね。

もう保護者の方から、違う保護者からの報告があったりもありますし、あと中標津のほうなんかはPTAのほうで色々話をして、結局は親御さん、保護者の方々にヤングケアラーの勉強しようということで、どこでいるか分からないし、保護者の方々が気付く可能性もあると思うのですね。今どうしても先生、先生って、先生ちゃんと見てよっていう、先生の方にばかりフォーカス当たってますけれど、やっぱり親御さんたちも自分の子だけじゃなくて、周りに自分の子供の友達にヤングケアラーがいるかもしれないという視点も含めると、親御さんには、保護者の皆さんにヤングケアラーの全体を理解してもらおうというのは自分の子だけじゃないですけどね、本当にこう広く理解してもらおうというのは、これはもう社会的にも大事なことかなと思うので、これがシンプルにストンと入っているのが、僕は意外と何かちょっと嬉しかったですね。ちょっと感想になっちゃうのですけれども。以上です。

(議長)

ほかの委員の皆さんはヤングケアラーの定義についてですけども、何かお考えはありませんか。

====千寺丸専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(千寺丸専門委員)

私も、この大人が担うと想定されるという所には、すごくちょっと違和感があるかなというふうに感じています。

現場で色々話を聞いていく中で、その子供達からその弟妹の世話をするに当たって、僕たちの時代でも弟妹の世話をしていたという所があったと思うのですけれども、そういうことは普通にやっている子達も多いという所もありますので、生活全般を見ないと、この子が本当にヤングケアラーかなという所を見ていかないと分からないと思うのですけれども、この本来大人が担うという所でいうと、何か全部入ってくるのかなと感じてしまうので、こういう言葉はここでは入っていない方が僕は良いかなというふうに思いました。色々今子供達とか、若年層とお話する機会が多くなってきているのですけれども、その中でもやはりですね、本当に好きで妹の世話をしている、赤ちゃんが生まれたばかりでお母さん大変そうだから、お母さんのために手伝っているんだというところもありますので、何かそういう子供たちの心もありますので、こういう言葉をちょっと削除してくれた方が何かこう柔らかく感じるかなと感じました。以上です。

(議長)

はい、ほかに何かヤングケアラーの定義で。

====片山専門委員挙手====。

(議長)

はい、片山専門委員お願いします。

(片山専門委員)

素朴な疑問でいいですかね。あの言葉をすごく大切に作られてきたということを踏まえて、多分何か意図があるのかなと思っての質問なのですが、定義の中で友人という文言を入れた意味、この二つの比較の所では友人は入っていないですよ。それと、後半部分で逆に家事という文言を抜いた、何か意図というものがもしあれば教えていただければ嬉しいなと思いました。

(議長)

事務局よろしいでしょうか。

(こども相談課長)

はい。少々お待ちください。すみません。お待たせいたしました。お答えをさせていただきます。ヤングケアラーがそのお世話などを行っている対象というのは、家族だけに限らないというところで、ただですね、この友人という部分なのですが、あの、ちょっと今ご指摘いただいて、苫小牧市が独自だったのかということにはちょっと初めて感じたところだったのですが、ここはちょっと精査をする中で、もう少しじっくり考えてみたいというふうに思っています。定義の所で非常に大切だと思いますので、ここはもう一度、そのほかの自治体を真似するというわけではないのですが、どういう表現が適切なのかといったところはですね、法務部門のセクションともですね、十分協議しながら素案の段階でもう少し考えてみたいと思っています。それから、家事を抜いたという所ですね、日常生活上その他の援助という所には含まれているというふうには考えているのですが、特段抜こうと思って、抜いた方がいいだろうということでは考えていないのですが、当然その他の中に入ってくるものだと思うのですが、もしご意見としてその家事というのは大事なので、もし入れた方がいいのではないかとこのころがあれば、そこも踏まえてですね、考えてみたいというふうに思っています。

(議長)

なかなかこう、新しい条例ということもあって、定義というところから検討しなければならないところもありまして、色々考えがあるところではあると思いますけれども、ほかに委員の皆さんから何か。

====松村専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(松村専門委員)

今までの貴重なご意見にちょっと逆らうようで大変申し訳ないのですが、個人的な意見として、まず本来大人が担うと想定されるというのは、私的にはすごく分かりやすく、すっと落ちた文言だったのです。その出始めが。ですから、私としてはこの文言は皆さん反対されているのにちょっと言いづらかったのですが、ちょっと思いました。

それとやはり友人というのはすごく引っかかりました。えっ、何でここに友人が入るのかな、その身近な人に対してでも入ってもいいのではないかと。あえて友人という言葉は掲げなくてもいいのかな。それと家事に関しては、やはりヤングケアラーは、家事に対して何かすごく一番苦労されているところかなと思うので、例えば日常生活に入っているとおっしゃったのはその通りなのですが、家事や日常生活とか、何かこうあったら家事という言葉はちょっと私的には大事かなという感想を持ちました。以上です。

(議長)

はい、ほかに何か。

====池田(隆) 専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(池田(隆) 専門委員)

多分ですね、定義というものが明確なものがないので、本当に難しいのだと思うのです。言葉選びとしても。私も今あったように、本来大人が担うという方がいいのではないかなというのは、あの高校生の立場で言うと、学習に支障が出ないように、それと友達と友好的な関係が築けるって、これが大切なのだろうな、それで、それができないというのは多分大人がやらなければならないことを子供がやるのでということていくと、こちらの方の文言の方がいいのかなというのが一つ。

それと、その他という言葉が出てくるのですけれど、その他の範囲というのがめちゃくちゃ広いのだろうな。捉え方が、人それぞれによって異なってくるので、これは何を意味しているのかなという所がちょっと疑問に思います。以上です。

(議長)

そうしますと今のご意見は、家族に縛られるというようなことになりますでしょうか。はい。そのほかに何か定義についての委員の皆さんからのご意見、ご質問などがあればお願いします。

====小川専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(小川専門委員)

私もこの友人というのは、ちょっと引っかけました。それで、ヤングケアラーの人が見る時に自分の友人、友人の範囲ってどこまでなのかなと考えた時に、まあ年上の友人もいるのかもしれないけれど、この年代の方たちから見ると、ちょっと友人というのはちょっと違和感というか、そこはあるのかなと思うので、ちょっと意見としては伝えたいなと思います。以上です。

(議長)

ほかに委員の皆さんからご質問、ご意見はありますか。鹿沼市と入間市の定義では、本来大人が担うと想定されるという言葉が入っているのと入っていないという所があるのですが、その辺についてのお考えは何かありますか。

====片山専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(片山専門委員)

すみません。僕自身がヤングケアラーの方と話したことがある機会はまだ少ないので、ない訳じゃないのですけれども、実際こう多く出会っている中で、当事者である子供自身がどちらの方が分

かりやすいのかなという。ちょっと素朴な質問が委員の皆さんのほうでもし、実際にヤングケアラーの方と出会ってお話してといった時に、本来大人が担うと想定されるというふうに言われた方がしっくりくるのか、それともその部分がない方がしっくりくるのかという部分はちょっとご意見聞きたいなというふうに思いました。

(議長)

どうでしょうかね。今片山委員からも話がありましたけれども、委員の皆さんのお考えもあれば参考にさせていただきたいと思っておりますのでお願いします。大澤委員、何かありますか。

(大澤専門委員)

ちょっとなかなか難しいなと思って私色々な方の意見を聞いていたのですが、実際私たちが関わる中で、ご兄弟の面倒見ている方とかっていうのは、やっぱりその医療的な処置が多くて、実際にその難しい、ここに看護って書いているのですが、痰の吸引をしていたりとか、そういう、ただそれが本来大人が担うと想定されるという所になるのか、ただ時間的にやっぱりその子のことを思ったらやらなきゃいけないことっていうか、命に関わるようなことはやっぱり率先して誰かがやらなきゃいけないっていうふうに思うのか、その辺の線引きはちょっと難しいなと思ったのと、あとは先ほどから色々意見が出ているように、この色々な言葉を選んで書いていることが、逆に何となくそのぼやけてしまうところも、ちょっと出てくることもあり得るかなという所はちょっと思いました。それで、このその他の援助を提供するという所が、この中に含まれないその他の援助って実際どういうことなのかなというのも色々考えて聞いていました。

(議長)

他に何かご意見ありませんでしょうか。それではですね。なかなかこう委員の皆さんからのご意見から、定義については色々お考えがあるということなので、部会長が今日の皆さんのご意見を預からせていただきまして、事務局と私の方でもう少し詰めまして、次回の委員会にその辺のところを報告するというにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

====異議なし====

(議長)

それでは定義については、もう少しこちらの方で、色々委員の皆さんからご意見いただきましたので、煮詰めさせていただきたいと思っております。それでは次に、もう一点、先ほど事務局の方からお話がありましたけれども、保護者の役割を条例の中で、その点について、記載するかどうかというところが、先ほど事務局からお話があったのですが、それについての委員の皆さんのお考えなどありましたらお願いしたいと思っておりますがどうでしょうか。先ほど事務局の方で、ほかの比較する二つの自治体では保護者についての規定はあげられているというところで、苫小牧市ではそこについてもう少し委員の方から伺い聞きたいという趣旨をもう一回明確にお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

(こども相談課長)

事務局の方からお答えさせていただきます。補足資料の3のところですね。入間市さんの保護者の役割という所にまず一点目の書き出しにあるのですが、「子育ての第一義的責任があることを認識し」というところからの書き出しになっているというところで、事務局としては、この部分というのが大分、保護者さんに課すところが大きいなと、一般的には確かにそうだというふうには思っているのですが、ヤングケアラーの親なのか、要はケアを受けている側ですよね。そ

れが、やりたくてやっているのかどうかとか、そういった部分もあろうかと思い、まずこういった部分、保護者の役割といったものを記載すべきなのかどうだろうかというところが、非常に迷ったところにはなります。

そしてケアラー支援条例という形を取っていて、その中にヤングケアラーが18歳未満というふうなつくりをしている条例の中には、保護者の役割は敢えて記載はしていないといったところもありますので、逆に言うと、何でヤングケアラーの条例だけが保護者の規制とまではいきませんけれど、そういったような部分を書くのかなといったところはちょっと引っかかっている部分で率直な思いになります。以上です。

(吉田次長)

すみません。ちょっと補足させていただきます。これは事務局の中でもですね、かなり色々な意見が出ていた部分なのですけれども、結局保護者の方が、例えばこの道義的な責任という部分に、耐えられる状態の保護者なのかどうかという部分があるのかなというところもありまして、ちょっと言葉として強いなという印象があったのと、例えば親御さんが何らかの疾患を抱えていて、親御さんの世話をしているヤングケアラーの方からすると、やはりちょっと保護者の役割という所があまり過度に重たいものに受け取られるとどうだろうという部分の話もあってですね。表現としては、かなりそこに配慮したような表現にさせていただいた上で、こういう表現であれば、役割として、今回定義付けするのがいいかどうかというところをですね、皆さんからご意見いただければという趣旨で、今回提案させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

====片山専門委員挙手====

(議長)

はい、片山委員お願いします。

(片山委員)

ありがとうございます。とてもすごく、先ほどの定義の所から気になっていた所ではあるのですが、きっと大人も困っているご家族だと思うのですよね。もし大人が困っていなくて子供に全部やらせているとなれば、それはもうネグレクトであり、児童虐待に多分なると思うので、そうじゃないケースを考えているわけだと思うので、きっと大人も困っていると考えた時に過度の大人の役割というのは、もういっぱいいっぱいだよという状態なのかと思うのですよね。そういった意味合いでいけば、例えば先ほど加藤さんもおっしゃっていたこの理解、適切な養育という所がいいなと思ったとおっしゃっていた。僕もそう思いますし、あわせて入れるのであれば、子供の最善の利益を考える役割という部分が保護者さんにあればいいのではないのかなと、そういった表現がいいのかなというふうな個人的には思いました。以上です。

(議長)

学校関係の池田健人委員は、その辺についてどうでしょうか。

(池田(健)専門委員)

先ほどからヤングケアラーを捉える見方というのですか、本質に迫るような話がどんどん出ていて、難しいなという感想を持っています。本来大人が担うと想定されるという所を入れるかどうかというのも1つのポイントでした。そこについては、やはりその家庭環境であったり、それを取り巻く色々な状況が非常に複雑化されているので、本来大人が担うと想定していいのかどうか疑問に

思っています。そういうことからいくと、その保護者の役割というのもあまり書き過ぎてしまわない方がいいのかなと思ったり、でもやっぱり子供達を救わなければならないので、必要な部分については、例えばヤングケアラーの理解みたいな形できちんと明記していくのが大事なのかなと思ったり、揺れています。

(議長)

はい、ありがとうございます。小学校長会の北條委員はどうでしょうか。

(北條委員)

骨子案を見させていただきまして、学校の役割という所で、確かに気付きが大事で、そして関係機関にどう繋いでいくかというところが大事だと思いますので、素敵な骨子案だなと思って見ていました。学校としてもやはり、保護者や児童との信頼関係を作ることで、そういう気付きだとか繋ぐところが出てくるのかなと思っていました。ただ、日頃様々なご家庭と接していると、やはり、あんまり困ってないよ。大丈夫だよっていうところで繋ぎきれないというところで悩んでいたのも、私は皆さんのご意見を聞く前は、もう少し保護者への啓発の所をこう、何というか、強くやった方がいいのかなと思って聞いていたのですけれども。ただ、皆さんのご意見を聞いていまして、やはりあまり強く保護者の方々を追い込むと言ったら変ですけれども、そういうような条文にしてみると、信頼関係を築くのが難しいのかなというふうに思っています。結論としてどっちがいいかなと迷っているところなのですけれども。以上です。

(議長)

辻川委員はこの辺はどのようにお考えでしょうか。もしよろしければお願いします。

(辻川委員)

私分かっていない所があって、ヤングケアラーというその定義の所に、つまり、大人がケアの必要な状態だから、子供がお世話をしているというふうに定義されているという理解で合っているのでしょうか。あのネグレクトとは分けているということ合っていますか。

(こども相談課長)

事務局のほうからお答えさせていただきますけれども、まさにおっしゃられたとおりで、疾病であったりとかですね、高齢であったりとか、障害であったりとかということがあって、それでもって、ケアをする必要が出ているといったようなことが前提になりますので、そこは委員のおっしゃられたご理解でよろしいというふうに思っています。

(辻川委員)

それですと、私も支援というか、フォローアップの一端を担わせていただいているご家庭があるのですけども、ネグレクトであり、ヤングケアラーであるということはないのでしょうか。

(議長)

はい、事務局お願いします。

(こども相談課長)

状態としてネグレクトとヤングケアラーの部分は、その状態、その陥っている状態からして重な

ってくる部分あるかもしれないのですけれども、ただ、ヤングケアラーを児童虐待ネグレクトというふうに位置付けるというような国などの基準というのは実は明確ではないです。子供によるケアが手伝いというレベルではなくて、その年齢以上の負担を強いられている状況が恒常化している場合といったような所がポイントになってくるかもしれないなというふうには思っています。具体的にですけれども、子供さんが身体的であったり、精神的にも負担が大きい家事などを恒常的に、常に担っていて、それによって、例えば、長期欠席であったりとか、学業不振や部活ができないといったような権利侵害が発生してきてしまっていると。それに加えて、保護者さんが例えばなのですが、公的サービスによる支援ですとか、親族等の支援、そういったものを拒否であったり、十分に受け入れないといったような状況がもしあるとすれば、そういったネグレクトといったような視点も出てこようかというふうには思っております。以上です。

(辻川委員)

定義の部分でどちらかという意見なのですが、定義って大人向けに書かれた文章かと思うのですが、これを、私は普段小学生と接していることがほとんどなのですが、小学生が自分はヤングケアラーかもしれないというふうな気付きをするためには、子供用の分かりやすい文言も必要んじゃないかなというふうには思っています。意見としてずれていたらすみません。

(議長)

緒方委員は、保護者の役割について何かご意見あるでしょうか。

(緒方専門委員)

普段私も障害を持っているお子さんとの関わりが一番多いですので、やはりどんな子供ももちろんそうなのですが、親のことはすごく大好きですし、家族のこともすごく一番愛していると思うのです。やはり自分がヤングケアラーなのかケアラーじゃないのか、そのケアラーだっていう意識を多分持っていながらも、極端なことを言うと、これは家族のためだから、例えば親のためだから、だから今は我慢しようっていう、そういう思いで多分自分が家族であったり、その親のお世話をしていると思うのですよね。でもそれが連日連夜毎日、やっぱりその積み重ねていくところで、どこでその子が弾けてしまうか、どこで疲れてしまうかというのは、周りにいる大人側が結局尺度を持っていなければ分からない話じゃないですか。その子供自身も自分がここで、例えば誰か大人に、近くの人に言ったとしたら、きっと多分そういう所ですごく大きな問題になるっていうふうに、多分自覚はあると思うのです。でも、このケアラーの条例を作るのであれば、尚更のことなのだと思いますけれども、きちんと定義も保護者の役割も子供に準じて子供が分かりやすいような内容の文言にした方が私もいいと思います。

(議長)

ほかに何か委員の皆さんからこの点、保護者の所の規定についての何かお考えなどありますでしょうか。

====小川専門委員挙手====

(議長)

はい、どうぞ。

(小川専門委員)

保護者の役割の所に今、市からある案をもし活用するとするならば、状況に応じた援助希求という状況というのが少しくちよっと不明確なのかなという印象があって、例えばさっき片山先生がおっしゃっていた子供の権利、最善の利益に反するような、ちよっとどういう言葉がいいのか分からないですけど、もうちよっとその状況に応じたという所が読む人も何か同じようなイメージというか、少しイメージができるような文言の方が分かりやすいのかなというふうに思いました。

(議長)

はい。ほかにご質問ご意見ありますでしょうか。この点についても色々皆様のご意見が出ております。こういった保護者の規定について触れるかどうか、条例の中で盛るかどうかというところについて、仮に盛るとしても、条例自体は一定の誰かの責任を追求するというものではなく、子供のそういった環境に置かれたお子さんが成長し、それから生活が安定していくようなところが主眼ですので、保護者の規定についても、言い回しとかはもう少し考えていく必要があるかと思っておりますので、この辺も部会長の私に預けていただいて、事務局の方でもう少し文言について、仮に盛る場合に文言についても考えて、次回の会議に報告したいと思いますので、そういうようなことでよろしいでしょうか。

====異議なし====

(議長)

それではこの点についてももう少し、こちらの方で中身をまとめるようにしたいと思います。事務局のほうから何かありますか。

(事務局)

特にありません。

(議長)

それではほかにも全体を通してですね、今日の骨子案についての事務局からの説明があった中で、質問、ご意見ありましたら委員の皆さんから承りたいと思いますが、何かありますでしょうか。

====池田（健） 専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(池田（健） 専門委員)

骨子案の2番の定義の(5)学校等という所に小学校、中学校、高等学校等というふうにあるのですが、今年度、植苗小中学校が義務教育学校になったので、例えば小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等というような表現もあり得るなと思ったのです。それで、ここでどうこうっていうことではなくて、教育委員会が大事にしている表現もあると思いますので、検討する余地はあるかなというふうに思いました。以上です。

(議長)

事務局お願いします。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。そこは十分に協議させていただければというふうに思っております。学校教育法に規定するという所が、今の義務教育学校が入るのかどうかといったところも検討しなければいけないかなというふうに思っていました。骨子なので、あまり細かくは書いていないですけれども、そういう、法的に規定される学校というものも想定されると思いますので、そこでカバーできるのかどうかということも含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます

(議長)

ほかに何かありますでしょうか。

====小川専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(小川専門委員)

骨子案とはちょっとずれている話なのですが、ヤングケアラーの方も家族も気付いてないというケースも結構多いと思うので、骨子の中にはちょっと入らないと思うのですが、ヤングケアラーの権利がそうやって侵害されているケースもあると思われるので、ガイドラインの中とかです。ちょっとそういうのも触れてもらえたらいいなと考えております。あと、この要保護児童対策地域協議会という所で、多職種連携というところをきっと検討しようとしているのですかね。ほかの市町村をちょっと見て、ほかのを見た時にあまりこれが具体的に載っていなかったのですけれど、これは一体どういうもので、どんな頻度のものなのかというのは。

(議長)

事務局からお願いします。

(こども相談課長)

事務局のほうからお答えをさせていただきます。要保護児童対策地域協議会というのは、通称「要対協」と言われている協議体なのですが、市町村に設置義務がある協議体になっていまして、今日お越しの委員さんの団体さんも入っていただいている35機関で構成されている機関になりました。いわゆる子供を守るネットワークというような位置付けになっています。それでそういった多職種がこの要対協の中で協議体を作っておりますので、そのヤングケアラー全てをですね、そういった中のケース会議とかで取り上げて、皆さんとケース会議するかどうかは別としても、そういう体制の中で、影響が出ている子供をどうやって支援したらいいかというところを皆様方とも共有しながら、どういう支援ができるかとか、当面そういう人達で見守りしながら、状況が変わった時に手を差し伸べられるかとかですね。そういったところは要対協を活用しながらというふうに考えていまして、それで実はこれは北海道のケアラー推進計画の中で、児童の部分は要対協という、必ずそうではないのですけれど、例示としては実は挙げられている部分にはなるのですよね。やはり子供のことは今ある要対協という協議体がありますので、そういったものを活用してですね、色々な職種が協議体に入っていますので、そういったところで連携を図るといったところを今回骨子に書

かせていただいた趣旨になります。ありがとうございます。

(議長)

ほかに何かありますでしょうか。

====池田(隆) 専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(池田(隆) 専門委員)

ちょっと質問なのですが、連携という部分はどこから読み取ればいいですか。どうも役割等で見ると単発で動いているような気がするのです。なので、市が行うところで結びつきみたいなものがあるのかなというところはどこで読み取ればいいか。例えば高校なんかでいうと、ヤングケアラーに関して言えば、ソーシャルワーカーに頼んだほうが楽なのですよね。楽というか、早いのですよ。学校だけで抱え込むよりは。なので、そういったところの結びつきというのはどこかなというのと、あと、ひとりにしないというのは、これ声かけでいいのかなという、声かけという言葉が一切ないので、我々の活動の中では気付いて、次何するかといったら声をかけるのですよね。じゃあ、声をかけるというのはこれ、どこから読み取れるかということがあって、もしそういうのが読み取れないのであれば、入れていただいた方がいいのかなという、質問も含めて感想的なところです。

(議長)

事務局のほうからありますでしょうか。

(こども相談課長)

ありがとうございました。義務役割の所ではやはり個々に設定せざるを得ないので、先ほど小川専門委員からもあったようにですね、小・中も含めてあとそれから各機関さんも含めて先ほどの要保護児童対策地域協議会といった協議体の中で連携は図っていきたいというところはその部分で掲載させていただいています。ただひとつ、まさに今ご指摘になったとおりですね、高校の部門というのが、実は要対協の所で構成機関、実は今のところは入っていないところがありますので、ここは課題かなというふうにも捉えておりますので、ここはまたどういった形で相談させていただければいいかというのはありますが、課題としては捉えていきたいというふうに思っております。それと、声かけの部分ですね。やはり、非常に大事な、まずコミュニケーションの第一歩だと思いますので、これは挨拶もそうだと思いますし、声かけだけでも本当に違うと思いますので、この部分というのは、条例の中で表現できるかはちょっと分かりませんが、ガイドラインを設けるといっていきますと、そういう中でですね、どこまで書けるかということは考えてきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(議長)

ほかに何かありますでしょうか。特になければ、もしあればまた事務局の方にご連絡をお願いしたいと思います。最後の点ですが、事務局の説明の中で、条例の名称についてですね、ヤングケアラーという言葉で、ヤングケアラー支援条例と、苫小牧市ヤングケアラー支援条例という名

称、仮の名称であげられていましたが、この条例の名称について何か委員の皆さんからはご意見ありますでしょうか。もっとこういう条例のほうの方が分かりやすいのではないかとか、もしあれば。ヤングケアラーという言葉もかなり浸透してきていますので、ヤングケアラー支援条例ということで説明いたしましたが、この点について何かご意見ありますか。

====質問・意見なし====

何かあれば後日でも構いませんので、ご連絡いただければと思います。大体時間が7時30分に近づいておりますので、今日の審議については、そろそろ終了ということになります。それでは次に、議事の(2)の今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします

(2) 今後のスケジュールについて

(こども相談課主査)

現時点での今後のスケジュールについてご説明いたします。資料2をお手元にご用意願います。次回の部会は、9月22日金曜日に、18時からこの会場で開催予定でございますので、事務局から改めて文書にてご案内をさせていただきます。第3回部会では、本日ご議論いただいた骨子をもとに、事務局のほうで条例素案を作成し、提案をさせていただきます。また、併せまして、先ほど骨子案で説明いたしました指針(ガイドライン)につきましても骨子案をお示しいたしますので、併せて委員の皆様からご意見を賜りたいと存じます。パブリックコメントにつきましても、10月上旬から30日間実施し、市民の皆様からも広く意見を募る予定でございます。11月15日の第4回部会では、ご意見をいただいた条例素案やパブリックコメントを踏まえ、市議会に提出する条例案の最終案を提示いたしますのでご確認いただきたいと考えております。併せまして、指針の素案をお示しいたしますので、ご意見を賜りたいと存じます。なお、状況に応じて書面などでご意見を伺ったり、事務局のほうから確認をさせていただいたりする場合がございますので、その際にはよろしくお申し上げます。11月下旬には、子ども・子育て審議会に最終案を報告する予定でございますが、当部会の専門委員の皆様におかれましては、この日までが任期となりますのであらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。令和6年の2月上旬には、条例案を市議会に提出し、審議いただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(議長)

ただ今、今後のスケジュールについて事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問ご意見などありますでしょうか。

====質問・意見なし====

(議長)

なければ、今日の予定の議事については終了いたしました。本日は皆様の貴重な、活発なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。それでは事務局に進行をお返ししたいと思います。お願いします。

4 閉会

(司会)

岡田部会長、ありがとうございました。

これをもちまして「令和5年度第2回苫小牧市子ども・子育て審議会ヤングケアラー支援条例検討部会」を閉会いたします。お忘れ物などないよう、気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。